

8 その他の連絡事項等

8-1 令和8年度事業所指導担当について

介護管理係 瀬古沢、飯山が担当しています。

電話：029-826-1111（内線 2462）

ファックス：029-825-5066

メール：kourei@city.tsuchiura.lg.jp

8-2 市からの連絡について

市からの連絡の大半は、電子メールで行っています。

業務ご多忙のところ恐縮ですが、メールの受信確認を週に2回程度は行うようお願いします。

※メールでご連絡等いただく際、本文中に事業所名、担当者氏名の記載をお願いします。

8-3 各種届出について

①指定事項変更の届出...変更が生じた日から10日以内

事業所を市内で移転する場合や、管理者が変更となり後任に主任介護支援専門員を充てられない場合等は、可能な限り、事前の相談をお願いします。

※介護支援専門員の情報については、システム上で個別に登録管理していることから、1年分の入職・退職をまとめて報告するようなことはせず、その都度届け出るようにしてください。

②指定更新申請...現指定有効期間の末日の約1か月前まで

更新時期の約2ヶ月前に、市から更新手続について案内しています。

③事業休止・廃止の届出...休止又は廃止をしようとする日の1か月前まで

居宅介護支援事業の休止又は廃止（以下「休止等」という。）の場合は、利用者の一覧表を別途提出してください。

一覧表には、利用者の氏名・被保険者番号のほか、休止等の後に利用者を引き継ぐこととなる事業所の名称を個別に記載してください。

④体制等に関する届出（介護報酬関係）

特別な定めのある場合を除き、前月の15日まで

期限を過ぎて提出された届出については、やむを得ない事情がある場合（※）を除き、翌々月以降の算定となります。

（※）やむを得ない事情について、期限の到来前に市に連絡してください。

なお、それが真にやむを得ない事情と言えるかについては、市においてその都度判断します。

加算等を算定しなくなる場合の届出は、算定要件を満たさなくなることが確認された段階で、速やかに届出を行ってください。

体制届出については、体制届（別紙3-2）、体制一覧表（別紙1-1）を必ず提出してください。別紙36（特定事業所加算等）、別紙36-2（特定事業所加算（A））に係る加算の変更の時は、合せて提出をお願いします。体制

届（別紙３－２）が添付されていない届出が見受けられる場合がありますが、土浦市では省略は認めておりませんので、ご確認ください。

（※）特定事業所加算を算定する場合は、（一社）茨城県介護支援専門員協会が発行する茨城県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録完了通知書を必ず添付してください。

⑤届出の方法

土浦市では、電子申請届出システムによる申請が可能となっております。このため、申請は下記の電子申請届出システムによって行うようにしてください。ただし、現状では、ＧビズＩＤ未取得などにより、システムによる提出ができない場合は他の方法での提出も認めます。

【厚生労働省「電子申請届出システム」ホームページ】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

電子申請届出システム以外の方法による場合は、窓口、郵送、ファックス、電子メール等いずれでも可といたします。ただし、写真や精細な図面等、一定以上の画質でないと用をなさないものについては、ファックス以外の方法で提出するようお願いいたします。

※登記事項証明書等の書類についても、スキャナで読み込んだデータをメール添付する方法で提出可とします。

※電子メールが届かない事例がしばしば発生しています。（セキュリティの設

定の問題と思われます。) 過去に送信したメールが不着だったことがある場合、添付ファイルの容量が大きい場合等は、市に確認の連絡をするか、もしくはメールに開封確認を設定するようお願いします。

8-4 地域密着型サービスを利用する際の取り扱い

転入者等が土浦市の地域密着型サービス（入所系、入居系のサービス）を利用する場合の基準は、以下のとおりとなる。

※資料1「土浦市地域密着型サービス等を利用する際の取扱い」を参照のこと。

施設等	取扱い
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム、介護予防も含む)	住民票を土浦市において1年以上経過しないと利用できない。 (※)土浦市と協議が整った場合に例外となるケースあり。

市外に居住されている利用者から、入所、入居の相談があった場合、「転入後、入所可能」と受け取られてしまうようなご説明は絶対にしないようご注意ください。(実際に、「ケアマネジャーから転入後すぐに入所ができる」と言われて契約をしようとしたケースがあり、激しい苦情となりましたので、ご注意をお願いします。)

(※)土浦市に2親等以内の親族がいる場合の転入など、土浦市と協議の上、転入後1年を待たずに入所いただける場合もあります。詳細は資料1をご確認ください。

住所地特例施設入所中の方についても、転入後1年経過時からの利用となります。この場合も、事前に土浦市へ協議が必要となります。

上記については、土浦市公式ホームページにも記載してあります。

<https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page009291.html>

8－5 （茨城県より）在宅ケアハラスメント対策推進事業について

茨城県より周知依頼がありましたので、下記ホームページを参照願います。

【茨城県公式ホームページ】

「在宅ケアハラスメント対策について」

[https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/keahara/keahara.
html](https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/keahara/keahara.html)